

各位

一般財団法人 食品環境検査協会 試験検査業務受託約款

本約款は一般財団法人食品環境検査協会（以下「当協会」という。）が、ご依頼者様から受託する試験検査等業務に適用されるご依頼者様と当協会との間の基本的な合意事項です。

1. 試験検査業務等のご依頼に関する事項

1) 受託

- ① 試験検査業務等のご依頼は、ご依頼者様より以下のいずれかの手順にて当協会へお申し込みいただくものとします。
 - ・当協会指定の申込書のご提出
 - ・当協会のWeb受付システムからのお申し込み
 - ・個別契約の締結
- ② 前項の申し込み、その他必要書類、検体（試験検査の場合）を当協会にて受領確認後、ご依頼を受け付けた旨をご依頼者様へ通知します。この通知をもって、業務受託が成立したものとします。
- ③ ご依頼目的、試験方法、検体等に当協会が不適切と判断する内容が含まれるご依頼については、受託できないことがあります。また、受託後に不適切であることが判明した場合にあっては、業務を中止いたします。

2) 試験方法

- ① 試験方法はご依頼内容に応じた各種法規に基づく方法、または当協会の方法を優先するものとします。
- ② 試験方法にご指定がある場合にはご依頼者様より予め当協会にお申し出いただくものとし、専門的見地等から実施可能かつ妥当なものと判断した場合に採用します。
- ③ ご依頼者様が指定した試験方法が特許権等、第三者の権利の対象となる場合には、ご依頼者様にて必要な手続き等を実施するものとします。

3) 検体

- ① 検体及び試験に関する情報は無償でご提供いただき、原則としてご返却はいたしません。残余検体の返却をご希望の場合には、ご依頼者様はその旨を申込書への記入等により予めお申し出いただくものとします。なお、返却に係る費用は、ご依頼者様ご負担とします。
- ② 食品等の輸入に係る試験検査のご依頼の場合は、当協会にて検体を採取しますので、採取日時等を協議させていただきます。なお、品目登録制度を利用する場合はその旨を予めお申し出いただき、当協会より手続きをご案内いたします。
- ③ 検体に毒物が含まれるような場合や危険物等は試験検査を受託できない場合がありますので、その旨を予めお申し出いただきます。お申し出なく、これらの検体により人的あるいは物的な被害を当協会が被った場合には、損害賠償を請求させていただく場合があります。
- ④ 検体の処理方法等はご依頼内容に応じた当協会の手順に従い実施しますので、注意事項等がある場合はその旨を予めお申し出いただきます。
- ⑤ ご提供いただいた検体は受託時に返却のご希望がない限り、当協会が必要とする量を分取した後廃棄します。また、分取した検体は試験検査終了後、当協会の規定に基づき保管・廃棄します。但し、著しく多量等、当協会にて廃棄が困難な検体については、ご依頼者様にお引き取りいただくか、廃棄に係る費用を負担いただくことがあります。
- ⑥ ご依頼者様の自社製品以外または自社で取り扱う製品以外については、原則として試験検査を受託できません。

4) 試験検査内容の変更または中止

ご依頼者様の都合による受託後の変更または中止については、ご連絡いただくまでに発生した費用を実費でご請求させていただくことがあります。なお、検体固有の事由により受託後に試験実施不能となる場合があります。

5) 再試験

試験検査結果に疑義が生じた場合、再試験の実施について、ご依頼者様と当協会でご協議いたします。再試験の起因がご依頼者様による場合、別途費用が発生することがあります。

6) 納期（試験成績証明書発行予定日）

納期は当協会が定めるものとし、お申し込み時に標準納期をお知らせします。なお、受託後の試験検査の状況等により遅れる場合があります。

7) 手数料

① 試験検査及びその他業務の手数料は、当協会の定めによります。

② 手数料は、原則として当協会が指定する期日までにお支払いいただきます。なお、銀行振込等お支払いに係る手数料はご依頼者様のご負担とさせていただきます。

2. 試験成績証明書等に関する事項

1) 試験成績証明書等の納品

① 試験成績証明書等は、申込時にご依頼者様が指定された方法で書面または電磁的方法にて発行いたします。発行後は、記載された試験検査結果及びその他の掲載事項は当協会の責に帰すべき事由がある場合を除き変更はできません。ただし、試験検査結果に影響を及ぼさない軽微な修正については、ご依頼者様より該当箇所及びその理由を記載した書面の提出を受け、当協会がこれを承諾した場合に限り有料にて再発行することがあります。

② 試験成績証明書等は、和文または英文にて正本を1部発行いたします。

③ 書面による試験成績証明書等の追加発行をご希望の場合は、正本の発行日より1年以内に限り、有料にて副本を発行いたします。

④ 試験成績証明書等の英訳は、正本の発行日より1年以内に限り有料にて発行いたします。

2) 試験成績証明書等に関する経済的負担の免責

試験検査結果及び試験成績証明書等に起因する紛議または経済的負担に関して、当協会の責に帰すべき事由がある場合を除き、当協会は一切の責任を負いません。

3) 試験成績証明書等または試験検査データの商品等への記載

① 試験成績証明書等及び試験検査データはご依頼者様に帰属するものとします。商品、ラベル、Webサイト等に当協会名を付して試験結果を掲載する場合、ご依頼者様の責任において行うものとします。

② ご依頼者様の作成した掲載物により当協会の名誉、信用が大きく傷つけられた場合は、法令の定めるところに従い損害賠償請求措置をとることがあります。

3. その他

1) 秘密保持

当協会は、受託した業務により知り得た事項を、以下の事項を除きご依頼者様及びご指定いただいたもの以外に開示いたしません。

① 開示の時、既に公知であった事項または既に当協会が保有していた事項

② 開示後、当協会の責めに帰すべき事由によらないで公知となった事項

③ 開示する権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した事項

④ 当協会が開示を受けた情報によらずに独自に開発・取得した事項

⑤ 当協会が秘密保持義務を課すことなく、第三者に開示した事項

⑥ 法令に基づく、または公的機関からの要請により開示を求められた事項

2) 反社会的勢力の排除

① 当協会及びご依頼者様は、現在及び将来にわたり、自己またはその役員、従業員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業その他これらに準ずる反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証するものとします。

② 前項に反する事項が判明した場合、当協会及びご依頼者様は何らの催告もせず、また何らの損害賠償責任を負うことなく、受託した業務を解除することができるものとします。また、実施済みの業務については、一切の責任を負わないものとします。

3) 個人情報の利用目的

ご依頼者様の個人情報は、試験検査、審査、調査、研究及びコンサルティングに関わる連絡・調整並び

に当協会が実施する各種情報の提供や他の業務のご案内に限り、利用いたします。

4) 準拠法及び管轄

本約款に関する一切の事項については日本法を準拠法とし、本約款に関して紛争を生じた場合には東京地方裁判所を調停及び第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

5) 協議事項

以上の事項に関して疑義が生じた場合、ご依頼者様及び当協会は誠意を持って協議のうえ解決に当るものとします。